

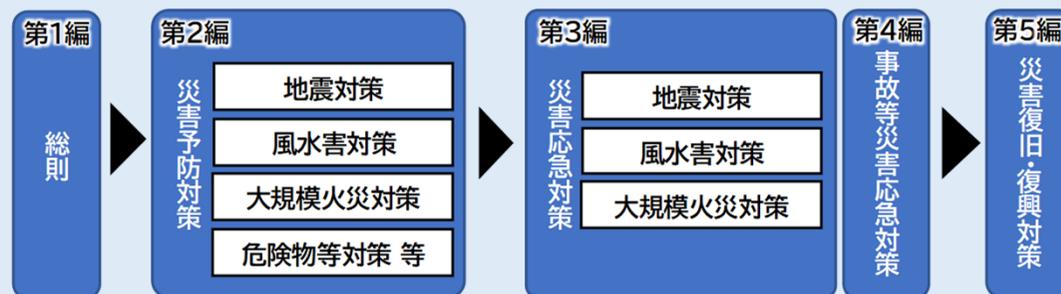
概要

【計画の位置付け】 ※災害対策基本法第42条に基づく計画

本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、災害予防、災害応急及び災害復旧対策に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又はその大綱を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図る

【今後の予定】

令和6年2月の計画修正以降に改正された災害対策基本法や国の防災基本計画及び大阪府地域防災計画の修正などを踏まえ、本市における取組を反映し、防災会議の審議を経て、令和9年2月に修正予定



【計画の構成】

主な修正内容

1 防災基本計画の修正を踏まえた修正

(1) 関連する法令の改正を踏まえた修正

- ・ 国による災害対応の強化
- ・ 被災者支援の充実
- ・ 復旧・復興の迅速化 など

(2) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・ 林野火災の予防の強化 など

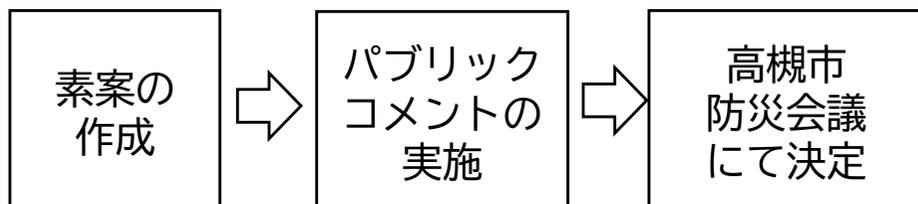
2 令和6年能登半島地震を踏まえた修正(防災基本計画・府地域防災計画)

- ・ 被災者支援の充実
- ・ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化
- ・ インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保
- ・ 防災DXの加速 など

3 本市独自の取組を踏まえた修正

- ・ 危機管理センターの供用開始
- ・ 各種訓練の実施及び検証 など

修正の流れ



その他

高槻市地域防災計画資料編について

令和7年度以降、資料編は随時更新する。

⇒ 資料編を含め、本市の地域防災計画は概ね3年ごとに修正を行ってきたが、指定避難所の変更や、要配慮者利用施設の開設・廃止などの変更情報を適切に反映させるため